

7 学校行事

【高校教育指導課①・保健体育課②】

学校行事やそれに関するLHR指導は、生徒の人格形成や主権者教育の推進を図る上で重要な意義があり、「心のケア」を図る上でも生徒同士の人間関係づくりは大切な取り組みであることを踏まえ、創意工夫すること。ただし、「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。

なお、各学校行事を計画する際は、実施時期や開催方法等について、目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。また、今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定しておくこと。

(1) 全校集会や学年集会等

複数の学年の生徒が一堂に集まって行う各種集会・行事等の実施にあたっては、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

(2) 文化祭

ア 感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。

イ 一般公開を実施する場合は、来場者の健康観察の実施や必要に応じた人数制限を行うなど、感染防止を徹底すること。

ウ 個々の企画においても、感染防止対策を徹底すること。なお、換気が保てず、身体的距離が確保できない性質の企画は実施しないこと。

エ 準備日を含め、感染防止対策を徹底すること。また、発熱や咳等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合は登校しないよう徹底すること。

オ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。

カ 調理を伴う企画は日頃から調理等を行っている専門学科や部活動のみとする。実施の際は、担当教員の適切な指導の下、健康観察やマスクの着用、適切な調理場所の確保、手指及び機器の消毒等の衛生管理を徹底すること。

なお、その場合であっても、飲食する場所を限定し、パーテーションの設置、マスク会食、十分な換気など感染防止対策を徹底すること。

キ 袋入りの食品や飲料等の販売については、例えば、マスク及び手袋の着用、飲食スペースの座席の間隔、パーテーション、消毒、マスク会食、換気の徹底、手洗い場所の確保など、感染防止対策を徹底すること。

(3) 体育祭等

ア 感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。

イ 一般公開を実施する場合は、来場者の健康観察の実施や必要に応じた人数制限を行うなど、感染防止を徹底すること。

ウ 熱中症の恐れがある場合や運動時を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫する。

エ 練習や準備の段階から重点取組を含む感染防止対策及び熱中症対策を徹底すること。

オ 生徒の健康観察・体調確認を実施し、発熱や咳等の風邪症状がある生徒が参加しないよう徹底すること。

カ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。

(4) 芸術鑑賞会等

ア 感染防止対策を徹底した上で実施すること。

イ 学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。また、参加人数等については県の対処方針の基準に従うこと。

(5) 遠足など、泊を伴わない校外行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地等の感染状況、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

(6) 修学旅行（国内）など、泊を伴う校外行事（ただし、部活動等を除く）

実施の可否については、以下の点を踏まえ、旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、キャンセル料等の保護者負担に配慮した上で、学校において適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の十分な理解に努めること。

- 目的地等の感染状況や感染防止対策
- 現地の医療体制等
- 生徒の心情等
- 実施時期

ア 実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。

特に、食事等の感染リスクが高い場面は十分留意すること。

イ 現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。

ウ 校外行事を実施する際の留意点（遠足、修学旅行など）

(ア) 実施前の健康観察を徹底すること。（例：Google classroomを活用する 等）

(イ) 実施計画における感染防止対策を徹底すること。

（例：複数回の検温、食事 等）

(ウ) 実施中・実施前後に陽性者が確認された場合、速やかに県へ報告すること。

(エ) 陽性者や濃厚接触者等が確認された場合の対応について、旅行先や契約業者としっかり連携するとともに、学校の対応策（マニュアル）を作成し、教職員で共通理解を図ること。また、その対応について、生徒及び保護者

の理解を得ること。

(7) 修学旅行（国外）、海外派遣研修、海外交流機関の受入など

実施期間に、下記の4つの条件のうち1つでも該当する場合は渡航を中止すること。

ア 派遣先、交流先である国や地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国禁止措置が取られている。

イ 派遣先、交流先である国や地域において、入国後の行動制限措置が取られている。

ウ 派遣先、交流先におけるプログラムにおいて、感染症対策が万全に講じられているとは認められない。

エ 再入国時に、日本国内において待機期間に課業日が含まれる。

なお、詳細は令和4年2月15日付け教高指第2349号「生徒の海外派遣研修等・留学・海外交流機関の受入に係る対応について（通知）」を参照すること。